

岩 手 県 報

第 1 0 4 8 1 号

平 成 1 7 年 8 月 9 日

火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
..... (地域企画室) 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
..... () 1
- 新たに生じた土地の確認 (釜石市) (市町村課) 1
- 字区域の変更 (釜石市) () 1
- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担

- 当させる機関の指定 (銀河薬局ほか) (地域福祉課) 2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止 (明石
内科小児科医院ほか) () 2
- 県営土地改良事業計画の変更 (一関第1地区)
..... (農村計画課) 2
- 聴聞の実施 (水産振興課) 2
- 基本測量の実施 (建設技術振興課) 2
- 花巻地方振興局長告示
- 開発行為に関する工事の完了 2
- 大船渡地方振興局長告示
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者
の指定 2

告 示

岩手県告示第693号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請のあった年月日 平成17年 7 月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人みやこNPOサポートセンター
 - (2) 代表者の氏名 吉田文彦
 - (3) 主たる事務所の所在地 宮古市大字長沢第13地割50番地 2
- 3 定款に記載された目的 この法人は、豊かな市民社会の実現を目指すNPO活動の支援事業のほか、世代間交流による子どもの健全育成、地域の人材育成及び生活相談等に関する事業を、行政との連携を図りながら実施することにより、岩手の振興に寄与することを目的とする。

岩手県告示第694号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成17年 7 月20日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人災害サポーターシステム岩手
 - イ 代表者の氏名 大石幸
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市つつじが丘37番 5 号

- (3) 定款に記載された目的 この法人は、台風、融雪出水、集中豪雨による洪水や地震等の自然災害により、住民が被災し若しくは被災の危険が予想される場合、又は、河川、道路、ダム及びライフライン等の公共施設が被災し若しくは被災の危険が予想される場合に、人命救助支援活動、被災した施設の被害状況調査やこれら施設の災害復旧作業等の支援活動を実施するとともに、災害に配慮した街づくり計画への助言・提言を行い、もって地域住民の生活安全に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成17年 7 月25日

- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人やまがた文化・スポーツNPO
 - イ 代表者の氏名 上有谷 光夫
 - ウ 主たる事務所の所在地 九戸郡山形村大字川井第13地割 100番地

- (3) 定款に記載された目的 この法人は、山形村における文化・スポーツの振興及び推奨、並びに施設の充実に図り、もって村民の体力の向上及び文化・スポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

岩手県告示第695号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第9条の5第1項の規定により、釜石市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨釜石市長から届出があった。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 釜石市両石町第1地割65の4、97並びに66の3、66の12、66の15、75の1、75の3及びこれらの区域に介在する道路の地先の公有水面埋立地2,089.73平方メートル
- 備考 関係図面は、釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第696号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨釜石市長から届出があった。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

釜石市両石町第1地割に編入する区域

釜石市両石町第1地割65の4、97並びに66の3、66の12、66の15、75の1、75の3及びこれらの区域に介在する道路の地先の公有水面埋立地2,089.73平方メートル

備考 関係図面は、釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
銀河薬局	盛岡市本宮字宮沢57番地1	平成17年 7 月 28日
双木歯科医院	盛岡市月が丘二丁目3番25号	平成17年 7 月 28日
葛医院	盛岡市上田四丁目20番59号	平成17年 7 月 28日
医療法人幸花会 畠山歯科医院	花巻市西大通り一丁目6番30号	平成17年 8 月 1日

岩手県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
明石内科小児科 医院	盛岡市青山四丁目17番11号	平成17年 7 月 31日
畠山歯科医院	花巻市西大通り一丁目6番30号	平成17年 7 月 31日

岩手県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成17年 8 月12日から同年 9 月 8 日まで関係書

類を縦覧に供する。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地 区 名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
一関第1	当該事業計画に係る土地改良事業計画書の写し	一関市役所 及び平泉町役場

岩手県告示第700号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、工藤茂益に対し、海雄丸（漁船登録番号IT3-40891）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 期日 平成17年 8 月30日（火）午後1時30分から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地
久慈地区合同庁舎5階第3会議室

岩手県告示第701号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成17年 8 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、岩手町、滝沢村、玉山村、矢巾町、平泉町
- 2 基本測量を実施する期間 平成17年 8 月15日から平成18年 3 月31日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（2500レベルGIS基盤情報修正作業）

花巻地方振興局長告示

花巻地方振興局長告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成17年 8 月 9 日

花巻地方振興局長 村 井 研 二

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 花巻市下小舟渡287番1の一部、353番1、354番及び549番並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 花巻市上小舟渡98番地 佐藤脩

大船渡地方振興局長告示

大船渡地方振興局長告示第20号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年 8 月 9 日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

知的障害者地域生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
03000200285143	館の沖ホーム	陸前高田市高田町字館の沖62番地 1	社会福祉法人愛育会	平成17年 7月25日

岩手県報 第10481号

平成17年8月9日 印刷

平成17年8月9日 発行

発行人 岩手県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社